○笛吹市調査、測量、設計等業務委託検査要綱

令和元年12月9日
訓令第20号

（趣旨）
第1条　この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2の規定及び笛吹市財務規則（平成29年笛吹市規則第8号。以下「規則」という。）第168条の規定に基づき、笛吹市が発注する建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託（以下「業務委託」という。）の検査に関し必要な事項を定め、業務委託の適正かつ効率的な履行の確保を図るものとする。
（用語の定義）
第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　契約担当者　規則第2条に規定する契約担当者をいう。
(2)　課長等　規則第2条に規定する課長等及びその命を受けた者をいう。
(3)　監督員　法第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
(4)　検査員　法第234条の2第1項の規定による検査を行う職員をいう。
（適用）
第3条　この要綱は、笛吹市が発注する業務委託の検査に適用する。
（検査の依頼）
第4条　業務委託を担当する課長等（以下「担当課長等」という。）は、規則第168条の規定により検査を行う場合で当該検査を依頼するときは、速やかに業務委託完了検査依頼書（様式第1号）により管財課長に検査を依頼するものとする。
（検査の命令）
第5条　管財課長は、前条の規定による検査の依頼があったときは、管財課の検査員に検査を命ずるものとする。
（検査の立会い）
第6条　検査には担当課長等、監督員、検査員及び受注者が立ち会うものとする。ただし、検査員が担当課長等の立会いを要しないと判断した場合には、この限りでない。
（検査の方法）
第7条　検査は、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。
（検査結果の報告及び措置）
第8条　検査員は、検査を終了し、当該業務委託を適正と認めたときは、検査調書（規則様式第88号）を作成し、速やかに契約担当者に報告するとともにその写しを担当課長等に送付するものとする。
2　検査員は、検査の結果、当該業務委託が不適正な部分があり、合格と認めることができないときは、直ちに修補指示書（様式第2号）により受注者に修補を指示するとともに、修補を指示した部分の完了の確認（以下「修補完了確認」という。）を監督員に指示するものとする。
3　監督員は、受注者から修補指示事項処理完了届（様式第3号）を受理したときは、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書（様式第4号）により当該検査員に報告するものとする。
（検査結果の通知）
第9条　検査員は前条第1項の規定による検査の結果について、完了検査結果通知書（様式第5号）により受注者へ送付するものとする。
（再検査）
第10条　第8条第2項の規定により修補指示を受けた業務委託の再検査（以下「再検査」という。）は、原則として当該検査を行った検査員が行うものとする。
2　第4条から第9条までの規定は、再検査について準用する。
（検査の中止）
第11条　検査員は、検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに契約担当者に報告するものとする。
(1)　受注者若しくは管理技術者等又は検査対象業務委託に係る者が検査の実施を妨害したとき。
(2)　検査の実施が困難なとき。
（成績の評定）
第12条　業務委託に係る成績の評定は、笛吹市調査、測量、設計等業務委託成績評定要領（令和7年笛吹市訓令第9号）により実施するものとする。
2　業務委託に係る評定の結果の報告は、第8条第1項に規定する完了検査の結果の報告終了後、速やかに行うものとする。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和4年3月31日訓令第7号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則（令和7年3月27日訓令第5号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

年　月　日

管財課長　様

担当課長

業務委託完了検査依頼書

次の業務委託について、完了届を受理しましたので、検査を依頼します。

1	契約番号	
2	事業名	
3	業務委託名	
4	業務委託場所	
5	受注者	
6	契約金額	円
7	履行期間	年　月　日～　年　月　日
8	完了年月日	年　月　日
9	完了届受理年月日	年　月　日
10	検査予定年月日	年　月　日
11	検査立会者	(監督員) (担当課長等) (受注者)

様式第2号(第8条関係)

様式第2号(第8条関係)

年　　月　　日

(受注者)

様

(検査員)

修　補　指　示　書

次の業務委託の完了検査の結果、不適正部分があることにより合格と認めることができない。不適正部分(修補指示事項)について修補すること。

なお、修補が完了したときは、速やかに修補指示事項処理完了届(様式第3号)を当該工事担当課経由にて、契約担当者へ提出すること。

1	契約番号	
2	事業名	
3	業務委託名	
4	業務委託場所	
5	受注者	
6	契約金額	円
7	履行期間	年　月　日～　年　月　日
8	検査年月日	年　月　日
9	検査立会者	(監督員) (担当課長等) (受注者)
10	修補指示事項	

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

年　　月　　日

(契約担当者)

様

(受注者)

修補指示事項処理完了届

次の業務委託について　　年　　月　　日検査の結果、指示された事項について処理を完了しましたので届け出ます。

1	契約番号	
2	事業名	
3	業務委託名	
4	業務委託場所	
5	受注者	
6	契約金額	円
7	履行期間	年　月　日～　年　月　日
8	検査年月日	年　月　日
9	修補指示事項	
10	修補期間	年　月　日～　年　月　日

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

年　月　日

(検査員)

様

(監督員)

修補完了確認報告書

次の業務委託の修補完了確認を行ったので報告します。

1	契約番号	
2	事業名	
3	業務委託名	
4	業務委託場所	
5	受注者	
6	契約金額	円
7	履行期間	年　月　日～　年　月　日
8	検査年月日	年　月　日
9	修補指示事項	
10	修補期間	年　月　日～　年　月　日
11	修補指示事項処理完了届受理年月日	年　月　日
12	修補完了確認日	年　月　日

様式第5号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)

第　　号

年　　月　　日

(受注者)

様

笛吹市長

完了検査結果通知書

年　　月　　日完成した次の業務委託について、検査したところ適正と認められるので通知します。

1　契約番号

2　事業名

3　業務委託名

4　業務委託場所

5　検査年月日　　年　　月　　日

6　検査員職氏名